

令和5年3月定例名古屋港管理組合議会議案(2)

目 次

第 8 号 議 案	令和 4 年度名古屋港管理組合一般会計補正予算	1 頁
第 9 号 議 案	給与条例の一部改正について	6
第 10 号 議 案	工事請負契約の締結について（ガーデンふ頭岸壁改良工事（その7））	18

第8号議案

令和4年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和4年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,463,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

令和5年3月22日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 7,592,394	千円 △ 234,386	千円 7,358,008
	1 負担金	7,592,394	△ 234,386	7,358,008
3 国庫支出金		1,675,100	657,994	2,333,094
	1 国庫負担金	1,675,100	657,994	2,333,094
8 諸収入		1,732,058	2,061	1,734,119
	4 特定施設整備収入	313,060	2,061	315,121
9 組合債		8,475,000	867,000	9,342,000
	1 組合債	8,475,000	867,000	9,342,000
歳入合計		30,171,000	1,292,669	31,463,669

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画調整費		千円 901,482	千円 0	千円 901,482
	1 企画調整管理費	835,850	0	835,850
	2 調査費	65,632	0	65,632
5 建設費		15,785,483	1,455,249	17,240,732
	1 建設管理費	1,437,431	0	1,437,431
	2 整備費	14,348,052	1,455,249	15,803,301
6 公債費		6,652,000	△ 162,580	6,489,420
	1 公債費	6,652,000	△ 162,580	6,489,420
歳 出 合 計		30,171,000	1,292,669	31,463,669

第2表 繰越明許費補正				
款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
3 企画調整費	2 調査費	CNP形成計画策定補助事業費	千円 -	千円 4,300
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス(港湾改修費)補助事業費	519,000	919,000
		港湾施設改修事業費	42,000	86,000
		港湾施設補修事業費	1,341,400	1,508,758
		緑地等施設整備補助事業費	-	22,000
		海岸(連携)補助事業費	-	142,000
		海岸メンテナンス補助事業費	-	107,000
		高潮対策交付金事業費	125,000	1,002,500
		海岸防災施設事業費	136,000	160,000
		国直轄事業港湾管理者負担金	-	940,112

第3表 組合債補正						
起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額 <small>千円</small>	補 正 額 <small>千円</small>	計 <small>千円</small>			
公 共 事 業	7,387,000	867,000	8,254,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	8,475,000	867,000	9,342,000			

第九号議案

給与条例の一部改正について

給与条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年三月二十二日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第十一項ただし書中「二十五万九千四百円」を「二十六万二千四百円」に改め、同条第十二項ただし書中「十七万六千二百円」を「十七万九千六百円」に改める。

第二十一条の二第三項中「支給する時期ごとの割合は、百分の九十五」を「割合は、六月に支給する場合においては百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百五」に、「百分の百十五」を「六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十五」に改め、同条第四項中「支給する時期ごとの割合は、百分の四十五」を「割合は、六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」に、「百分の五十五」を「六月に支給する場合には百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十」に改める。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務 の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	135,700	160,400	216,100	230,400	245,000	272,100	324,500	394,300	413,500
2	136,500	161,600	217,700	231,800	247,000	(310,500)	(370,000)	397,500	417,100
3	137,300	162,800	219,300	233,200	249,000	(313,000)	(372,800)	400,700	420,700
4	138,100	163,900	220,800	234,600	250,900	(315,400)	(375,600)	403,900	424,200
5	138,900	165,000	222,300	236,000	252,800	(317,800)	(378,400)	407,000	427,700
6	139,700	166,600	223,900	238,000	254,900	(320,200)	(381,100)	410,100	431,400
7	140,500	168,200	225,500	240,000	256,900	(322,700)	(383,600)	413,200	435,100
8	141,300	169,800	227,000	241,900	258,900	(325,200)	(386,100)	416,300	438,800
9	142,100	171,400	228,500	243,800	260,900	(327,600)	(388,600)	419,400	442,500
10	143,000	174,100	230,400	245,800	263,000	(330,000)	(391,000)	422,400	446,200
11	143,800	176,800	232,300	247,800	265,100	(332,400)	(393,500)	425,400	449,800
12	144,600	179,500	234,200	249,700	267,200	(334,800)	(396,000)	428,400	453,400
13	145,400	182,200	236,100	251,600	269,200	(337,100)	(398,400)	431,300	457,000
14	146,500	183,800	238,000	253,700	271,300	(339,400)	(400,800)	434,200	460,500
15	147,600	185,400	239,900	255,800	273,400	(341,800)	(402,900)	437,100	464,000
16	148,600	187,000	241,800	257,800	275,500	(344,100)	(405,000)	440,000	467,500
17	149,600	188,600	243,700	259,800	277,500	(346,400)	(407,100)	442,800	470,900
18	150,700	190,200	245,600	262,000	279,600	(348,700)	(409,100)	445,700	474,200
19	151,800	191,800	247,500	264,100	281,700	(351,000)	(410,500)	448,500	477,500
20	152,900	193,300	249,400	266,200	283,800	(353,300)	(411,900)	451,300	480,700
21	153,900	194,800	251,300	268,300	285,900	314,100	371,600	454,100	483,900
22	155,000	196,400	253,200	270,500	288,100	(355,600)	(413,300)	456,700	487,000
23	156,100	198,000	255,100	272,600	290,200	(357,800)	(414,600)	459,300	490,100
24	157,200	199,500	257,000	274,700	292,300	(360,100)	(416,000)	461,900	493,200
25	158,200	201,000	258,900	276,800	294,400	(362,300)	(417,400)	464,500	496,200
26	159,500	202,600	260,800	279,000	296,600	(364,500)	(418,800)	467,100	499,300
27	160,800	204,200	262,700	281,100	298,700	(366,700)	(420,100)	469,300	502,400
28	162,000	205,700	264,600	283,200	300,800	(369,000)	(421,300)	471,500	505,400
29	163,200	207,200	266,500	285,300	302,900	(371,200)	(422,500)	473,700	508,400
30	165,000	208,800	268,400	287,500	305,100	(373,400)	(423,700)	475,900	511,500
31	166,800	210,400	270,300	289,600	307,300	(375,600)	(424,900)	478,100	514,500
32	168,600	211,900	272,200	291,700	309,400	(377,800)	(426,100)	477,700	517,500
33	170,400	213,400	274,100	293,800	311,500	(380,000)	(427,100)	479,500	520,500
34	173,400	215,000	276,000	296,000	313,800	(382,100)	(428,100)	481,000	523,500
35	176,300	216,600	277,800	298,200	316,100	(384,200)	(429,100)	482,500	526,500
36	179,200	218,100	279,800	300,400	318,400	(385,800)	(430,900)	484,000	529,500
37	182,100	219,600	281,700	302,500	320,600	(387,400)	(432,700)	485,400	532,400
38	183,700	221,200	283,600	304,600	322,800	(389,000)	(434,100)	486,800	535,200
39	185,300	222,800	285,500	306,700	325,000	(390,500)	(435,400)	488,200	537,900
40	186,800	224,300	287,400	308,800	327,100	(392,300)	(437,000)	489,500	540,600
41	188,300	225,800	289,200	310,800	329,200	(393,200)	(438,300)	490,800	543,300
						(394,100)	(435,400)		

第9号議案 給与条例の一部改正について

42	189,200	227,400	291,100	312,700	331,300	353,300	408,100	492,100	546,000
43	190,100	229,000	293,000	314,600	333,300	360,000	408,900	493,300	548,700
44	191,000	230,500	294,900	316,500	335,300	361,700	409,600	494,500	551,400
45	191,900	232,000	296,700	318,300	337,300	363,400	410,300	496,700	554,000
46	192,800	233,600	298,600	320,200	339,200	365,200	411,000	498,800	556,700
47	193,700	235,200	300,400	322,000	341,000	366,900	411,700	497,900	559,300
48	194,600	236,700	302,200	323,800	342,800	368,600	412,300	499,000	561,900
49	195,500	238,200	304,000	325,600	344,600	370,300	412,900	500,100	564,500
50	196,400	239,800	305,900	327,500	346,400	371,600	413,600	501,200	567,100
51	197,300	241,400	307,700	329,300	348,200	372,900	414,200	502,300	569,700
52	198,200	242,900	309,500	331,100	350,000	374,100	414,800	503,300	572,300
53	199,100	244,400	311,300	332,900	351,700	375,300	415,400	504,300	574,900
54	200,000	246,000	313,100	334,400	352,900	376,400	416,100	505,400	577,500
55	200,900	247,600	314,800	335,800	354,100	377,500	416,700	506,400	580,100
56	201,800	249,100	316,500	337,200	355,300	378,500	417,300	507,400	582,700
57	202,700	250,600	318,200	338,600	356,400	379,500	417,900	508,400	585,200
58	203,600	252,200	319,700	339,700	357,300	380,200	418,600	509,500	587,800
59	204,500	253,800	321,200	340,800	358,200	380,900	419,200	510,500	590,400
60	205,400	255,300	322,600	341,800	359,100	381,600	419,800	511,500	593,000
61	206,300	256,800	324,000	342,800	360,000	382,300	420,400	512,500	595,500
62	207,200	258,400	325,400	343,800	360,900	382,800	421,100		
63	208,100	259,900	326,800	344,800	361,800	383,600	421,700		
64	209,000	261,400	328,200	345,800	362,700	384,200	422,300		
65	209,900	262,900	329,600	346,800	363,500	384,800	422,900		
66	210,800	263,900	330,900	347,500	364,200	385,500	423,600		
67	211,700	264,900	332,200	348,100	364,900	386,100	424,200		
68	212,600	265,900	333,500	348,700	365,600	386,700	424,800		
69	213,500	266,800	334,700	349,300	366,300	387,300	425,400		
70	214,400	267,800	335,800	349,900	367,000	388,000	426,100		
71	215,300	268,800	336,900	350,500	367,700	388,600	426,700		
72	216,200	269,800	338,000	351,100	368,300	389,200	427,300		
73	217,000	270,700	339,000	351,700	368,900	389,800	427,900		
74	217,800	271,600	339,700	352,300	369,600	390,500	428,600		
75	218,600	272,500	340,400	352,900	370,300	391,100	429,200		
76	219,400	273,400	341,100	353,500	370,900	391,700	429,800		
77	220,200	274,200	341,700	354,100	371,500	392,300	430,400		
78	221,000	275,100	342,400	354,700	372,200	393,000	431,100		
79	221,800	276,000	343,000	355,300	372,900	393,600	431,700		
80	222,600	276,800	343,600	355,900	373,500	394,200	432,300		
81	223,400	277,600	344,200	356,500	374,100	394,800	432,900		
82	224,200	278,500	344,800	357,100	374,800	395,500	433,600		
83	225,000	279,400	345,400	357,700	375,500	396,100	434,200		
84	225,800	280,200	346,000	358,300	376,100	396,700	434,800		
85	226,500	281,000	346,600	358,900	376,700	397,300	435,400		

86	227,300	281,800	347,200	353,500	377,400	398,000 (422,800)	436,100		
87	228,100	282,600	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)	436,700		
88	228,900	283,400	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)	437,300		
89	229,600	284,100	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)	437,900		
90	230,400	284,800	349,600	361,900	380,000	400,500	438,600		
91	231,200	285,500	350,200	362,500	380,700	401,100	439,200		
92	232,000	286,200	350,800	363,100	381,300	401,700	439,800		
93	232,700	286,800	351,400	363,700	381,900	402,300	440,400		
94	233,300	287,500	352,000	364,300	382,600	403,000	441,100		
95	233,900	288,200	352,600	364,900	383,300	403,600	441,700		
96	234,400	288,900	353,100	365,500	383,900	404,200	442,300		
97	234,900	289,500	353,600	366,000	384,500	404,800	442,900		
98	235,400	290,200	354,200	366,600	385,200	405,500			
99	235,900	290,900	354,800	367,200	385,900	406,100			
100	236,300	291,500	355,300	367,800	386,500	406,700			
101	236,700	292,100	355,800	368,300	387,100	407,300			
102	237,200	292,600	356,400	368,900	387,800	407,900			
103	237,600	293,100	356,900	369,500	388,500	408,500			
104	238,000	293,600	357,400	370,000	389,100	409,100			
105	238,400	294,000	357,900	370,500	389,700	409,700			
106	238,900	294,400	358,400	371,100	390,400	410,300			
107	239,300	294,800	358,900	371,700	391,100	410,900			
108	239,700	295,200	359,400	372,200	391,700	411,500			
109	240,100	295,600	359,900	372,700	392,300	412,100			
110		296,000	360,400	373,300	393,000	412,700			
111		296,400	360,900	373,900	393,600	413,300			
112		296,800	361,400	374,400	394,200	413,900			
113		297,200	361,900	374,900	394,800	414,400			
114		297,600	362,400	375,500	395,500				
115		298,000	362,900	376,100	396,100				
116		298,400	363,400	376,600	396,700				
117		298,800	363,900	377,100	397,300				
118		299,200	364,400	377,700	398,000				
119		299,600	364,900	378,300	398,600				
120		300,000	365,400	378,800	399,200				
121		300,300	365,900	379,300	399,800				
122		300,700		379,900	400,500				
123		301,100		380,500	401,100				
124		301,500		381,000	401,700				
125		301,800		381,500	402,300				
126		302,200		382,100	403,000				
127		302,600		382,700	403,600				
128		303,000		383,200	404,200				
129		303,300		383,700	404,800				

第9号議案 給与条例の一部改正について

130	303,700	384,300	405,400				
131	304,100	384,900	406,000				
132	304,400	385,400	406,600				
133	304,700	385,900	407,200				
134	305,100	386,500					
135	305,500	387,100					
136	305,800	387,600					
137	306,100	388,100					
138	306,500	388,700					
139	306,800	389,300					
140	307,100	389,800					
141	307,400	390,300					
142	307,800	390,900					
143	308,100	391,500					
144	308,400	392,000					
145	308,700	392,500					
146		393,100					
147		393,700					
148		394,200					
149		394,700					
150		395,300					
151		395,900					
152		396,400					
153		396,900					
154		397,500					
155		398,100					
156		398,600					
157		399,100					

備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第1の2 (第5条関係)

技能労働職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級	
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
1	139,500	円	153,400	円	207,000	円	230,000	円
2	140,400		154,800		208,300		231,100	
3	141,300		156,200		209,600		232,200	
4	142,200		157,600		210,900		233,300	
5	143,100		159,000		212,200		234,300	
6	144,000		160,400		213,500		235,400	
7	144,900		161,800		215,000		236,500	
8	145,800		163,200		216,400		237,600	
9	146,700		164,600		217,700		238,600	
10	147,600		166,000		219,500		239,700	
11	148,500		167,400		221,300		240,800	
12	149,400		168,800		223,000		241,900	
13	150,300		170,200		224,700		242,900	
14	151,300		171,600		225,800		244,000	
15	152,300		173,000		226,900		245,100	
16	153,200		174,400		228,000		246,200	
17	154,100		175,800		229,100		247,200	
18	155,200		177,200		230,200		248,300	
19	156,300		178,600		231,300		249,400	
20	157,400		180,000		232,400		250,500	
21	158,500		181,400		233,500		251,500	
22	159,600		182,800		234,600		252,600	
23	160,700		184,200		235,700		253,700	
24	161,800		185,600		236,700		254,800	
25	162,900		187,000		237,700		255,800	
26	164,300		188,200		238,800		257,000	
27	165,600		189,400		239,900		258,200	
28	166,900		190,500		240,900		259,300	
29	168,200		191,600		241,900		260,400	
30	169,600		193,000		243,000		261,500	
31	171,000		194,400		244,100		262,600	
32	172,300		195,800		245,100		263,600	
33	173,600		197,200		246,100		264,600	
34	175,100		198,400		247,200		265,600	
35	176,600		199,500		248,300		266,600	
36	178,100		200,600		249,300		267,600	
37	179,600		201,700		250,300		268,500	
38	181,000		202,800		251,400		269,500	
39	182,400		203,900		252,500		270,500	
40	183,800		204,900		253,500		271,500	
41	185,200		205,900		254,500		272,400	

第9号議案 給与条例の一部改正について

42	186,600	207,000	255,600	273,400
43	188,000	208,000	256,700	274,400
44	189,400	209,000	257,700	275,300
45	190,700	210,000	258,700	276,200
46	192,100	211,000	259,800	277,200
47	193,500	212,000	260,800	278,200
48	194,800	213,000	261,800	279,100
49	196,100	213,900	262,800	280,000
50	197,300	214,900	263,900	281,000
51	198,400	215,900	264,900	282,000
52	199,500	216,800	265,900	282,900
53	200,600	217,700	266,900	283,800
54	201,700	218,700	267,900	284,700
55	202,800	219,600	268,900	285,600
56	203,800	220,500	269,900	286,500
57	204,800	221,400	270,900	287,300
58	205,800	222,400	271,900	288,200
59	206,800	223,300	272,900	289,100
60	207,800	224,200	273,900	290,000
61	208,800	225,100	274,900	290,800
62	209,700	226,100	275,900	291,700
63	210,500	227,000	276,900	292,600
64	211,300	227,900	277,800	293,400
65	212,100	228,800	278,700	294,200
66	212,700	229,700	279,500	295,100
67	213,300	230,600	280,300	296,000
68	213,900	231,500	281,100	296,800
69	214,400	232,400	281,800	297,600
70	214,900	233,300	282,600	298,300
71	215,300	234,200	283,400	299,000
72	215,700	235,100	284,100	299,700
73	216,100	236,000	284,800	300,400
74	216,600	236,900	285,600	301,100
75	217,000	237,800	286,300	301,800
76	217,400	238,700	287,000	302,500
77	217,800	239,600	287,700	303,200
78	218,300	240,500	288,200	303,900
79	218,700	241,400	288,700	304,600
80	219,100	242,300	289,200	305,300
81	219,500	243,100	289,600	306,000
82	220,000	244,000	290,100	306,700
83	220,400	244,800	290,600	307,400
84	220,800	245,600	291,100	308,000
85	221,200	246,400	291,500	308,600

86	221,700	247,200	292,000	309,200
87	222,100	248,000	292,500	309,800
88	222,500	248,800	293,000	310,400
89	222,900	249,600	293,400	310,900
90	223,400	250,400	293,900	311,400
91	223,800	251,100	294,400	311,800
92	224,200	251,800	294,800	312,200
93	224,600	252,500	295,200	312,600
94	225,100	253,000	295,700	313,000
95	225,500	253,400	296,200	313,400
96	225,900	253,800	296,600	313,800
97	226,300	254,200	297,000	314,200
98	226,800	254,700	297,500	314,500
99	227,200	255,100	298,000	314,800
100	227,600	255,500	298,400	315,100
101	228,000	255,900	298,800	315,400
102	228,500	256,300	299,200	315,700
103	228,900	256,700	299,600	316,000
104	229,300	257,100	299,900	316,300
105	229,700	257,500	300,200	316,500
106	230,100	257,800	300,600	316,800
107	230,500	258,100	301,000	317,100
108	230,900	258,400	301,300	317,400
109	231,300	258,600	301,600	317,600
110	231,700	258,900	302,000	317,900
111	232,100	259,200	302,300	318,200
112	232,500	259,500	302,600	318,500
113	232,900	259,700	302,900	318,700
114	233,300	260,000	303,200	319,000
115	233,700	260,300	303,500	319,300
116	234,100	260,600	303,700	319,500
117	234,500	260,800	303,900	319,700
118	234,900	261,100	304,200	320,000
119	235,300	261,400	304,500	320,300
120	235,700	261,700	304,700	320,500
121	236,000	261,900	304,900	320,700
122		262,200	305,200	
123		262,500	305,500	
124		262,800	305,700	
125		263,000	305,900	
126		263,300	306,200	
127		263,600	306,500	
128		263,900	306,700	
129		264,100	306,900	

第9号議案 給与条例の一部改正について

130	264,400	307,200	
131	264,700	307,500	
132	264,900	307,700	
133	265,100	307,900	
134	265,400		
135	265,700		
136	265,900		
137	266,100		
138	266,400		
139	266,700		
140	266,900		
141	267,100		
142	267,400		
143	267,700		
144	267,900		
145	268,100		
146	268,400		
147	268,700		
148	268,900		
149	269,100		
150	269,400		
151	269,700		
152	269,900		
153	270,100		
154	270,400		
155	270,700		
156	270,900		
157	271,100		
158	271,400		
159	271,700		
160	271,900		
161	272,100		

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「割合は、六月に支給する場合においては百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百五」を「支給する時期ごとの割合は、百分の百」に、「六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同条第四項中「割合は、六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」を「支給する時期ごとの割合は、百分の四百七十五」に、「六月に支給する場合には百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十」を「百分の五百七十五」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条並びに附則第八項、第九項、第十一項及び第十三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後条例」という。）の規定及び附則第十二項の規定による改正後の専任副管理者の給与に関する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第三号）の規定は、令和四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、改正後条例の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員については、同年十二月一日から適用する。

- 3 附則第十項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第二号）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給等）

- 4 適用日から施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額は、管理者が定める。

（経過措置）

- 5 適用日から令和五年三月三十一日までの間における再任用職員（給与条例第二十一条第三項に規定する特定管理職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に限る。）に対する改正後条例第二十一条の二第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

(給与の内払)

6 改正前条例又は附則第十二項の規定による改正前の専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後条例又は附則第十二項の規定による改正後の専任副管理者の給与に関する条例の規定による内払とみなす。

(委任)

7 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

8 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十八日」の下に「一月間の日数(名古屋港管理組合の休日を定める条例(平成三年名古屋港管理組合条例第七号)第二条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第三項の規定は、施行日以後の期間における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第二項中「に附則第九項の基礎額に乘じる割合」を「以下この項において「基礎額」という。」に百分の百九十」に改め、「切り捨てた額」の下に「。以下この項において「一月当たりの加算額」という。」(令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの間にあつては、一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乘じて得た額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から一月当たりの加算額を減じて得た額に三を乘じて得た額との合計額」を加える。

附則第九項中「合計額をいう。」の下に「以下同じ。」を、「切り捨てた額」の下に「。以下「一月当たりの加算額」という。」(令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの間にあつては、一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乘じて得た額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から一月当たりの加算額を減じて得た額に三を乘じて得た額との合計額」を加える。

11 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正す

る。

附則第二項中「施行日から令和五年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）における」を削り、「」については、」の下に「当分の間、」を加え、「百分の百九十」を「百分の二百」に、「一月当たりの加算額」を「一月当たり加算額」に、「一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から一月当たりの加算額」を「基礎額に百分の百九十を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「特定一月当たり加算額」という。）と一月当たり加算額から特定一月当たり加算額」に改める。

附則第九項中「特定期間における」を削り、「」については、」の下に「当分の間、」を加え、「百分の百九十」を「百分の二百」に、「一月当たりの加算額」を「一月当たり加算額」に、「一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から一月当たりの加算額」を「基礎額に百分の百九十を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「特定一月当たり加算額」という。）と一月当たり加算額から特定一月当たり加算額」に改める。

（専任副管理者の給与に関する条例の一部改正）

12 専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十一条第三項中」の下に「支給する時期」の割合は、「を加え、百分の千六百二十五」を「割合は、六月に支給する場合においては百分の千六百二十五、十二月に支給する場合においては百分の千六百七十五」に改める。

13 専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「支給する時期」の割合は、「を削り、」割合は、六月に支給する場合においては百分の千六百二十五、十二月に支給する場合においては百分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

説 明

この案を提出するのは、国及び関係地方公共団体の職員の給与改定が行われたことに伴い、本組合職員の給与改定等をするため必要があるからである。

第10号議案

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年3月22日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | ガーデンふ頭岸壁改良工事（その7） |
| 2 | 工事の場所 | 愛知県名古屋市港区港町 |
| 3 | 工事の概要 | 基礎工 一式 地盤改良工 一式 電気防食工 一式 上部工 一式 付属工 一式 磁気探査業務 一式 |
| 4 | 契約の方法 | 事後審査型一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,045,000,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体
代表者 みらい建設工業株式会社中部支店 支店長 黒永 哲也
株式会社小島組 代表取締役社長 小島 智徳
東海建設株式会社 代表取締役社長 近藤 正 |
| 7 | 完了予定期日 | 令和6年3月15日 |

説 明

この案を提出するのは、ガーデンふ頭岸壁改良工事（その7）を施行するため必要があるからである。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

